

平成31年度 阿山ふるさとの森公園管理業務委託

[illegible]

阿山ふるさとの森公園管理業務委託仕様書

この仕様書は阿山ふるさとの森公園管理業務委託に基づく、管理業務の内容・基準について必要な事項を規定する。

ただし、本仕様書に規定のない事項であっても、現状の状況に応じて伊賀市（以下「甲」という。）が必要と認めた作業は、委託金額の範囲内で受注者（以下「乙」という。）が実施するものとする。

1. 施設の概要

(1) 名称 阿山ふるさとの森公園

(2) 所在地 伊賀市川合 3 3 7 6 番地 1 2

(3) 施設内容 管理委託面積 54,862 m²

ア) 主要施設

ふるさとの森会館、炊事棟、ロッジ（コテージ）棟、テントスペース、
ファイヤープレイス、野外ステージ、野外ステージ広場、園路、菖蒲園、
せせらぎ水路、道路、野外便所、駐車場等

(4) 開園時間 9時～17時までとする。

(5) 休業日

毎週火曜日（但し、7月、8月は除く）

（火曜日が祝日の場合は、その翌々日）

年末年始 12月29日から1月3日まで

2. 委託業務

(1) 勤務時間 8時30分～17時

夜間利用のある場合 17時～22時

(2) 窓口業務

- ・ 施設の使用案内（窓口、電話の対応）
- ・ 施設の使用受付及び利用者との打ち合わせ
- ・ 施設使用承認書等の発行
- ・ 施設使用料の徴収事務
- ・ 施設使用予約の取り消しの手続き
- ・ 施設使用台帳の管理
- ・ 拾得物・紛失物受付保管業務
- ・ 勤務日誌作成業務

(3) 経理業務

- ・ 施設使用料の収納、集計業務
- ・ 施設使用実績及び収入月報の作成、報告業務

(4) 管理業務

- ・ 宿泊施設のリネン具のセッティング
- ・ 使用後の電源・空調等施設の確認及び、返却時の点検
- ・ 設備・器具・備品の貸出及び、随時点検

- ・ 貸館等に要する消耗品の管理
- ・ 蛍光灯等の交換
- ・ 緊急時（救急、火事、災害）の対応
- ・ 利用者の避難誘導等
- ・ けが人の応急処置
- ・ 施設の鍵の開閉業務
- ・ 施設使用承認申請書等の管理

（５）清掃・草刈等業務

- ・ ふるさとの森会館（管理棟）の清掃業務
- ・ 宿泊施設（コテージ・ロッジ）の清掃業務
- ・ その他園内施設等の清掃業務
- ・ 園内の除草、芝刈業務

３．委託期間

平成３１（２０１９）年４月１日から２０２０年３月３１日までとする。

４．委託料の支払い

委託料の支払は毎月とし、それぞれの期間終了後、乙の請求にもとづき支払うものとする。

５．調査等

- ・ 甲は、この委託業務の処理状況について、随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

６．業務報告書の提出

- ・ 乙は本業務に関し、毎月すみやかに次の各号に示す事項を記載した作業日誌・業務報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。

- （１） 本業務実施状況に関する事項
- （２） 管理施設の利用状況に関する事項
- （３） 料金収入の実績状況
- （４） その他甲が指示する事項

- ・ 甲は、必要があると認めるときは、作業日誌・業務報告書の内容又は、それに関する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

７．施設等の使用

- ・ 甲は、委託業務の実施に必要な施設、備品等について、乙に無償で貸し付けるものとする。

８．報告事項

- ・ 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に報告し、その指示を受けるものとする。
 - （１） 施設等の一部又は全部の供用を停止する必要があるとき。
 - （２） その他乙において報告すべき事項が生じたとき。

9. 緊急時の対応

- ・ 委託期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通知しなければならない。

10. 検査等

- ・ 甲は、委託業務の適正を期するため必要があると認めるときは、その状況を調査し、又は乙に対し必要な資料の提出を求めることができる。

11. 秘密の保持

- ・ 乙は、委託業務の処理上知り得た内容を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。委託期間が満了し、若しくは契約を解除された後においても同様とする。
- ・ 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第57 号）及び伊賀市個人情報保護条例（平成16 年伊賀市条例第16 号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12. 損害賠償責任

- ・ 乙は、下記に該当するときは、被害者に対しその損害を賠償しなければならない。
 - （1）乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
 - （2）次項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害を与えたとき。

13. 契約の解除

- ・ 甲は、乙が下記に該当するときは、この契約を解除することができる。
この場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
 - （1）この契約の履行を怠り、又は違反したとき。
 - （2）この契約の解除を申し出た場合において、その理由がやむを得ないと認められるとき。

14. 備品の管理等

- ・ 甲は、施設の備品について、乙に無償で貸し付けるものとする。なお、消耗品類の更新については甲の負担とする。

15. 業務を実施するにあたっての注意事項

- ・ 乙は、公の施設であることを念頭において、公平な業務遂行を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる業務遂行しないこと。

16. その他

- ・ 阿山ふるさとの森公園管理業務については、阿山ふるさとの森公園条例(平成16 年伊賀市条例第217 号)並びに阿山ふるさとの森公園管理規則(平成16 年伊賀市規則第187 号)による。

17. 協議

- ・ この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

阿山ふるさとの森公園施設一覧

建物

名 称	構 造	面 積
ふるさとの森会館	鉄骨造平屋建	6 5 0 . 1 5 m ²
ロッジ棟	木造平屋建	2 2 3 . 5 9 m ²
炊事棟	木造平屋建	1 2 1 . 7 0 m ²
倉庫・便所棟	木造平屋建	5 7 . 7 6 m ²
屋外便所	木造平屋建	3 2 . 5 0 m ²
ポンプ室	木造平屋建	2 9 . 0 0 m ²
車庫	鉄骨平屋建	6 1 . 6 0 m ²
屋外便所	コンクリート偽木製	1 1 . 5 2 m ²

構築物等

名 称	構 造	面 積
休憩所4箇所	コンクリート偽木製	3 6 . 0 0 m ²
キュービクル	金属製	3 . 0 0 m ²
テントスペース	木製	3 2 1 . 6 0 m ²
ファイヤープレイス		7 6 9 . 0 0 m ²
野外ステージ	鉄骨造	6 0 . 0 0 m ²
野外ステージ広場	張芝	3 , 0 2 9 . 0 0 m ²
花壇	レンガ	8 6 . 0 0 m ²
駐車場		7 0 3 . 0 0 m ²
コンビネーション広場	張芝	3 , 1 9 9 . 0 0 m ²
園 路		2 , 9 5 3 . 0 0 m ²
せせらぎ水路		2 , 0 0 0 . 0 0 m ²

4

阿山ふるさとの森公園

阿山海洋センター

さんさんホール

道の駅あやま

焼尾

© 2007 ZENRIN CO., LTD.

縮尺 1 / 4,000 120m